

令和2年9月30日
八戸市市民防災部
介護保険課

介護サービス事業所実地指導結果について

福祉用具貸与
特定福祉用具販売

実地指導における指摘事項の種類

文書指摘

- 指導後に改善内容を確認する必要があり、改善報告書にて改善内容の確認が必要な事項です。（例：人員、設備及び運営基準違反、介護給付費の過誤等）

口頭指摘

- 違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる事項です。

助言

- 法令又は通知等の違反は認められないものの、施設や事業所の運営等の観点から改善が望ましい事項です。

【管理者】

常勤専従の管理者を配置していない。

管理者の要件として、常勤専従であることとされています。

人員基準における「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、就業規則に定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。）に達していることをいいます。

他の事業所の介護従業者、および同一敷地外の事業所の管理者の業務を行うことはできません。

【内容及び手続の説明及び同意】

利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行っていない。

サービスの提供に際し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。

なお、同意については、利用者及び事業者相互の保護の立場から書面によって確認することが望ましいとされています。

また、同意日の記載漏れも散見されていますので、注意してください。

【心身の状況等の把握】

利用者本人の心身の状況等の把握が行われていることが確認できない。

サービス提供にあたっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めてください。

【指定福祉用具貸与の具体的取扱方針】

- 全国平均貸与価格等に関する情報を提供していない。
- 福祉用具貸与計画における利用者の同意をサービス提供後に得ている。

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、全国平均貸与価格等に関する情報の提供のほか、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示により、福祉用具が適切に選定されるようにしてください。

また、福祉用具貸与計画に基づきサービス提供されるものであることから、サービス提供前に福祉用具貸与計画に同意を得てください。

【特定福祉用具販売計画の作成】

特定福祉用具販売計画を作成していない。

利用者が居宅介護支援を利用している、いないにかかわらず、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載した特定福祉用具販売計画を作成してください。

【特定福祉用具販売計画の作成】

福祉用具貸与計画の同意について、利用者から得ていない。

基準上、「福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成にあたっては、その内容について、利用者またはその家族について説明し、利用者の同意を得なければならない」とされていることから、福祉用具貸与計画の同意署名については、利用者の氏名とし、本人以外の代筆の場合は代筆者氏名を記載してください。

計画等における本人同意について、署名（サイン）で足りるものとしています。利用者の自署以外の記名については、押印を添えることで署名と同じ効力を持つとされています。

【福祉用具貸与計画の作成・特定福祉用具販売計画の作成】
介護支援専門員に計画を交付したことが確認できない。

居宅サービス計画に基づきサービスを提供している場合は、利用者を担当する指定居宅介護支援事業者から求めがあった際には、福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画を提供し、その旨を把握できるようにしてください。

【特定福祉用具販売計画の作成】

貸与品目の追加に際し、福祉用具貸与計画を変更していない。

福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、貸与品目の変更等が生じる場合※は、当該福祉用具貸与計画の変更を行ってください。

※福祉用具貸与計画及び居宅サービス計画の変更が必要なケース

- 品目変更及び数量の追加
- 同一品目で機能が異なるものへの変更（特殊寝台における2モーターから3モーターへの変更等）

【広告】

チラシ等に定価より安価にレンタル・購入ができると記載している。

保険給付の仕組みの観点から、チラシ及びパンフレットにおいて誤解を与える可能性がある表現は避けてください。

【秘密保持】

従業者に対し、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、具体的な措置を講じていない。

具体的には、介護サービス事業者は、従業者が業務上知りえた利用者又はその家族の秘密について退職後においても保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずるべきこととするものです。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）